

議 事 録

会 議 名	令和 6 年 第 8 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 6 年 8 月 2 6 日(月)午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保泰明 2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 8 名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：前田大樹		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について 日程 第 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について 日程 第 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について 日程 第 4 非農地証明願について 日程 第 5 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定について 日程 第 6 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 日程 第 7 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 6 年第 8 回定例総会を開会いたします。欠席委員は、6 番 1 名です。出席委員は 8 名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が 2 名出席しております。本日の議事録署名人に、3 番と 4 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案番号 3 6 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 3 6 号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり小谷地区の農用地区域内農地 4 筆です。譲受人は、トラクターや耕うん機等を所有しており、本人ほか 1 名で、水稻や露地野菜を作付しています。自宅から当該地までの通作距離は約 1 k m で、車で約 5 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 1 5 0 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である 1 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 番：事務局職員と現地調査を行いました。譲受人は近隣の農地でしっかりと耕作をされている方なので問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 3 6 号について、		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３６号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号３７号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号３７号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農業振興地域内農地１筆と農用地区域内農地４筆です。譲受人は、トラクターやホイールローダー等を所有しており、本人ほか２名で、果樹や花き栽培を行っています。自宅から当該地までの通作距離は約５０ｍで、徒歩約１分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、担当地区農業委員である２番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２ 番：８月２０日事務局職員と現地調査を行いました。譲受人は他の農地で、しっかりと花き栽培等を行っておりますので、問題ないと思います。現地は柿の木が植えられ管理されておりすぐにでも果樹栽培ができるような状況です。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３７号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

会 長：次に日程第２、農地法第４条の規定による許可申請について、議案番号３８号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号３８号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある市街化調整区域内農地７筆で、転用事業の内容は貸車両置場です。近隣に工場がある特殊自動車や輸送車両の製造・販売等を行っている企業が、現在利用している車両置場について、地権者に返還を求められていることから、代替地として当該地を借用したいと企業から要望があり、申請者が申請地を自ら転用するものです。申請者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第３種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：８月２０日事務局職員と現地確認しました。当該地は西側に水路を挟んで農地がありますが、隣接農地はありません。フェンスはネットフェンスにし、照明は人感センサーにする等、近隣農地に配慮した内容となっておりますので問題ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙

手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３８号は、神奈川県農業委員会ネットワーク機構の諮問答申後、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第３、農地法第５条の規定による許可申請について、議案番号３９号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号３９号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区にある市街化調整区域内農地３筆で、転用事業の内容は、資材置場及び駐車場です。土木工事業等を行っている事業者が、事業拡大により現在使用している置場が手狭になっていることから、昨今取引の多くなっている湘南地区で適地を探していたところ、交通利便性や面積などの面で希望要件に最適な当該地について、譲渡人との間で所有権移転の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第２種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということでありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：８月２０日事務局職員と現地確認しました。申請地は、市街化区域から近く、他の農地への影響はないと思いますので問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(７番挙手)

７ 番：西側に高等学校があることから、車両の出入り時等の際は、通学中や帰宅中の生徒に十分気を付けるよう転用者に伝えていただければと思います。

事務局：十分注意するよう代理人に伝えます。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３９号は、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号４０号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号４０号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区にある市街化調整区域内農地２筆で、転用事業の内容は、車両置場です。中古自動車販売業や違法車両移動保管事業等を行っている事業者が、事業拡大により現在使用している置場が手狭になっていることから、適地を探していたところ、譲受人の商圈の中心であることや、交通利便性や面積などの面で希望要件に最適

な当該地について、譲渡人との間で賃借権設定の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達成することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：8月20日事務局職員と現地確認しました。申請地は、市街化区域から近く、他の農地への影響はないと思いますので問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号40号は、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第4、非農地証明願について、議案番号41号及び42号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号41・42号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり大蔵地区にある農業振興地域内農地8筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成8年から社会福祉施設の敷地であります。当該施設は昭和46年に茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町が広域行政の一環として設立しましたが、老朽化が著しいこと、バリアフリー対応ができていないことなどから本館部分の建替えをすることとなりました。建替えの手続きを進める中で、地目が農地のままとなっている土地があることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われますので、非農地証明交付はやむを得ないとししました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：事務局職員と現地調査をしました。当該地は現状福祉施設敷地および同施設の駐車場となっています。農地への復元は難しく、やむを得ないと思われます。また、一部は形状や面積等により農地としての利用は困難であると判断しますのでやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号41及び42号

について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号4 1及び4 2号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号4 3号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号4 3号を朗読)

(説明) 当該地は大曲地区にある農用地域内の農地1筆で、現況は畑です。期間については5年間で、借り手は隣地等で実績があり、トラクターや管理機、ハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：8月20日に事務局職員と現地調査をしました。当該地は現状不耕作ではありますがしっかり管理され、すぐにでも耕作できる状況です。借り手は近隣農地をしっかりと耕作しており、十分実績がありますので、問題ないと思われま

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号4 3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号4 3号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号4 4号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号4 4号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区にある農用地域内の農地1筆で、現況は畑です。期間については5年間で、借り手は近隣で実績があり、トラクターや管理機、ハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：事務局職員と現地調査をしました。当該地は現状不耕作ではありますがしっかり管理され、すぐにでも耕作できる状況です。借り手は近隣農地をしっかりと耕作しており、十分実績がありますので、問題ないと思われま

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号4 4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号4 4号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号4 5号を上程いたします。本案件について、6番が関係人となっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席いただきます。

(6番 退席 退出)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号４５号を朗読）

（説明）当該地は岡田地区にある農用地域内の農地１筆で、現況は畑、議案番号４４号の北側隣地です。期間については５年間で、借り手は近隣で実績があり、トラクターや管理機、ハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、隣接地区担当農業委員である１番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

１ 番：事務局職員と現地調査をしました。当該地は少し草が生えていますが、耕耘すればすぐにでも耕作できる状況です。また当該地は面積が小さいですが、議案番号４４号において南側隣地も利用権設定することから効率よく耕作できると考えます。借り手は近隣農地をしっかりと耕作しており、十分実績がありますので、問題ないと思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号４５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号４５号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。それでは、審議が終わりましたので三澤委員は入室してください。

（６番 入室 着席）

会 長：続いて、議案番号４６号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号４６号を朗読）

（説明）当該地は小谷地区にある農業振興地域内の農地２筆の一部で、現況は畑です。期間については３年間で、借り手は藤沢市の認定農業者のもと研修を受けた新規就農者です。また、来月までに管理機、ハンマーナイフなどを購入する予定となっております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である１番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１ 番：事務局職員と現地調査をしました。当該地は現状耕作されているところと少し草が出ているところがある状況でした。また、当該地は譲渡人の親の自宅の奥にある農地ですが、譲受人と、譲渡人及び譲渡人の親とは親類関係であるとのことですので、農地への出入り等も問題ないと思います。借り手は、新規参入者で、認定農業者のもと研修を受けておりますので、問題ないと思われます

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号４６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号４６号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第６、農地法第４条第１項第７号の規定に

	よる届出について、報告番号８３号から８６号の４件、日程第７、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号８７号から９０号の４件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり４件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり４件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和６年第８回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和６年第８回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄

議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和６年９月２５日、承認・署名を得て確定しました。